

令和８年度土岐市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

１ 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署（以下「適用部署」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

２ 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（２）障がい者を多数雇用している企業

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障がい者の雇用者数が５人以上
- ②障がい者の割合が従業員の２０％以上
- ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が３０％以上

（３）在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

3 調達対象となる物品等

本市において調達対象となる物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類（パン、クッキー、お弁当、災害用非常食 など）
- ・ 生活雑貨（雑巾、かばん、記念品 など）
- ・ 農作物等（野菜、花苗 など）
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 清掃作業
- ・ 分別作業
- ・ 回収作業
- ・ その他、障害者就労施設等が提供可能な役務

4 調達の目標

令和8年度に本市が達成すべき目標は、次のとおりとする。

調達目標金額 7, 0 0 0, 0 0 0円

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から物品等の情報を収集し、この情報をもとに、適用部署に対して優先的に調達するよう依頼する。
- (2) 適用部署より発注可能な物品等の情報の提供を依頼し、障害者就労施設等にその情報の提供を行う。

6 調達方針及び実績の公表

調達方針及び調達実績については、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。